

# 神崎町農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

神崎町

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 北部地域

#### (1) 現況

本地域は平坦な水田地域で、ほ場整備が進んでおり、大規模な区画と水はけの良いほ場条件を背景に、農業生産法人を中心として大豆・麦をはじめとした転作も各所で実施されている。しかしながら、農業生産法人に農地が集積する一方で、農業者数の減少・高齢化等により集落機能の低下している地域も多いことが課題であり、地域の農地等を保全していくには、担い手となる農業生産法人を中心として地域民全体で保全活動に取り組むとともに、在来農法との差別化を図るため、環境に配慮した作付けを推進することが重要である。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 2. 南部地域

#### (1) 現況

本地域の水田は、ほとんどが山林に囲まれた谷津の湿田であり、農道や水路は山林に面し草・木が繁茂しやすく、農業者個々で農地を保全していくのは困難な状況となってきた。また、南側の台地は畑作地帯となっており甘藷や人参といった根菜類の作付けが盛んであるが、後継者不足が問題となってきた反面、自然環境に配慮した作付けを行う農業者が経営耕地を拡大しつつある。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

**3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項**

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	北部地域	法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業
②	南部地域	法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業

**4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域**

設定しない。

**5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項**

- (1) 法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するにあたり、県、実施市町村、農業団体等で構成する推進組織へ参画することとする。
- (2) 法第3条第3項第3号に掲げる事業についても、必要に応じて(1)による推進組織を活用することとする。